日本・大阪府とドイツ・ノルトライン=ヴェストファーレン州、経済・イノベ ーション・デジタル化・エネルギー省との

水素・燃料電池、蓄電池及びその関連分野における協力関係に関する覚書

日本の大阪府と、ノルトライン=ヴェストファーレン州、経済・イノベーション・デジタル化・エネルギー省(以下、各々を指す場合は「当事者」、両方を指す場合は「両当事者」と言う)は、水素・燃料電池、蓄電池及びその関連分野について 2017 年 11 月同州内で実施した両当事者間の意見交換、2018 年 2 月同州内で実施した大阪・ドイツ企業の商談会をふまえ、企業間の提携等ビジネス交流の促進に向け連携を強化し、地域の産業振興を図るとともに、低炭素社会づくりに貢献していくことを目的として、以下の内容に取り組んでいくことを合意した。

## 1. 取組 事項

両当事者は、水素・燃料電池、蓄電池及びその関連分野における双方の地域の企業、 主として中小企業の、新たなビジネス機会を創出するため、それぞれの地域の研究機関 や関連団体等の協力を得て、以下に掲げる事業に連携して取り組む。

- 1) 双方の地域の企業が有する製品・技術・サービスに係る関心やニーズに関する情報交換やそれに対応するビジネスシーズ情報の収集・紹介
- 2) 双方の地域の企業が参加する商談会、セミナー、訪問・視察等の交流・商談機会の企画、実施
- 3) 双方の地域における関連分野の商談会や見本市等の開催予定等の情報提供・案内、当該商談会等に企業が参加する場合、開催地域側当事者による可能な範囲でのサポート
- 4) 双方の地域の企業が他方の地域に投資を行う場合の相談対応や適切な関係機関の 紹介など可能なサポート

## 2. 連絡窓口

本覚書に基づく全ての協議及び情報交換は、以下の機関によって行われる。

- ・ノルトライン・ヴェストファーレン州: ノルトライン・ヴェストファーレン州、経済・イノベーション・デジタル化・エネルギー省、NRW インターナショナル(有) さらに、NRW インベスト(有) と NRW ジャパン(株) は、大阪の会社がノルトライン・ヴェストファーレン州への投資に興味がある場合はそれを支援する。
- ·大阪府:大阪府商工労働部 成長産業振興室

## 3. 有効期間

本覚書の有効期限は、覚書締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の6ヵ月前迄に、一方の当事者から他方の当事者に対して、書面による契約終了の申出がないときは、本覚書は、引続き同一条件をもって延長されるものとする。

## 4. 最終規定

- 1) 本覚書は、双方の地域の企業の交流や新たなビジネスの促進を目的に、両当事者の連携を強化するために締結されるものである。
- 2) 本覚書はいずれの当事者をも法的に拘束するものではない。又いずれの当事者に 対してもいかなる金銭的責務を課するものではない。
- 3) 本覚書の解釈や実行にあたり、定めのない事項または契約内容の解釈に疑義を生じる事項が生じた場合は、両当事者間の協議によって解決を図るものとする。
- 4) 本覚書は、両当事者間又はノルトライン・ヴェストファーレン州もしくは大阪府 の他の省庁・部局や機関の間の既存の取り決め又は覚書を排除するものではない。
- 5)各当事者は、裁量により、それぞれの財源と人員の範囲内で、本覚書に基づく事業を実施する。

本覚書は、大阪府において 2018 年 10 月 19 日に、2 部英語で署名された。

ノルトライン=ヴェストファーレン州

大阪府 経済・イノベーション・デジタル化・エネルギー省

\_\_\_\_\_

新井 純 アンドレアス・ピンクヴァルト

副知事 大臣